

## 近世町家の地方色の形成過程とその成立要因

### —町家の地方形式に関する史的研究 (2)—

主査 大場 修\*<sup>1</sup>

委員 浜口 直子\*<sup>2</sup>

本研究は、妻入形式と<sup>しこうが</sup>鍔葺き屋根に着目し、近世町家の一地方形式の成立要因と形成過程を論じた。まず、九州北部の妻入町家が、間口が狭く活発な商業活動の下で独自に成立したことを指摘した。また、広島県の白市の町が近世前期は妻入の家並みであることを明らかにした上で、その後平入へと転換したことを示唆した。当地における平入町家の先駆と目される木原家住宅の京町家との構造的類似から、畿内からの技術導入が転換の要因と推論した。さらに、鍔葺きを特徴とする大阪府南部の町家は、古くは家作規制を遵守していたことを確認した。その後、梁のない町家の出現や、建築規制の失効を経てもなお、鍔葺きが踏襲され、外観要素として意匠化した過程を明らかにした。

キーワード：1)町家，2)妻入，3)平入，4)鍵屋造り，5)家作制限，  
6)梁間規制，7)鍔葺き，8)京町家，9)木原家住宅

## A STUDY ON THE FACTOR OF THE LOCALITY AND THE DEVELOPMENTAL PROCESSES OF TOWN HOUSES IN EARLY MODERN JAPAN

### —A Study on the Local Forms of Town Houses Part 2—

Ch. Osamu Oba

Mem. Naoko Hamaguchi.

In this study we explained the factor of the locality and the developmental processes of town houses in early modern Japan. The summary of this study can be given as follows. 1) The factors of developmental processes of the front gabled town houses in the north of Kyusyu were their narrow width of housing sites and the commercial activities. 2) The town houses of Shiraichi town in Hiroshima prefecture changed from the front gabled town houses into the side gabled ones. 3) The town houses in the south of Osaka prefecture had steps called "Shikorobuki" on the roof so as to keep in order about housings, and they maintained "Shikorobuki" as the design of the roof after Meiji period.

#### 1. はじめに

町並み保存やそれを生かした町づくりが各地で進んでいる。しかし、町家や町並みを対象とする史的研究は以外に少ない。民家（農家）研究の豊富な成果とは対照的である。町家・町並みに対する歴史理解には、地域独自の建築形式や意匠（筆者はこれを地方形式と呼ぶ）の見極めが欠かせない。そのためには、町家の個性を生み出した要因にまで踏み込んだ検討が必要といえる。

前稿<sup>(注1)</sup>では、東日本独自の町家形式に着目して、その成立要因の一端を、町続きにおける常設店舗の成立と町場形成の過程に求めた。本研究も、町家の地方形式の成立要因を明確にし、町家形成を実証的にとらえることを目的とする。具体的には、妻入町家の成立要因や平入との関係、鍔葺きの成立事情などに着目した。

まず、日本には平入町家の町並みが多い中で、妻入町家の町並みが各所に存在する。なぜ妻入なのか。妻入町

家の成立要因については、筆者はすでに周辺農家の形式を町家の祖形式と見なすことで説明できる地域があることを指摘している<sup>(注2)</sup>。前稿でも、東日本に特有の町家形式が、農家住宅に店空間が付設することで成立したことを実証している。しかし、周辺農家との関係を予想しにくい妻入の町並みは日本各地に存在する。これらについては他の成立要因を想定する必要がある。本論では、妻入町家が多く分布し独特の町並みを残す九州北部地域を取り上げ、遺構と文書史料から妻入町家の存在形態と成立要因について検討する（2章）。

また、通常、妻入町家の町並みには平入町家が混在する。平入町家の方がむしろ卓越する町も多い。筆者の既往研究でも、妻入町家が集中する園部旧城下（京都府）や篠山旧城下（兵庫県）では、妻入町家から平入町家が派生する過程をとらえている。あるいは、妻入町家の屋根を改造することで平入に転換する事例も確認している<sup>(注3)</sup>。

\*<sup>1</sup> 京都府立大学 助教授

\*<sup>2</sup> 京都建築事務所 所員

このように、妻入、平入の両形式が成立年代を異にし、平入町家が後発する状況や、妻入から平入へ町家形式が交代する事例を筆者はすでに見いだしている。

しかし、なぜ妻入（先行形式）から平入（後発形式）へと町家形式が変化するのであろうか。本論では、このような変遷をたどった町並みを具体的に取り上げ、妻入の町並みに対する平入町家の意味を明確にしたい（3章）。

次に、梁間規制と町家形式との関係に注目した。寺社や民家に対する家作制限法度（寛文8<1668>年）<sup>[11]</sup>では、「梁行京間三間以内に限るへし」「四方しころ庇京間壹間半に限るへし」とあり、梁間を3間に制約し、不足の場合は、長さ1間半以内の「鋸庇」を表裏に葺くことで梁間の長さを補うこととされた。

しかし、梁そのものは外から見えないし、梁間の長短が町家の地方形式の直接要因ではない。むしろ注目すべきは、規定梁間を越えるための対応策である鋸庇の存在である。一定規模以上の建築においては、鋸庇が梁間規制を遵守していることの建築的表現となる場合がある。

さらに地域によっては、鋸庇を用いた町家が「鋸葺き」と呼ばれる屋根形式として定着している。本論では、「鋸葺き」の町家が多く現存する地域として大阪府南部（旧和泉国の南部、通称泉南地域）を取り上げた。多数の遺構調査を通して、鋸庇と小屋組形式との関係を通時的に検討して、構造形式としての「鋸庇」が屋根形式としての「鋸葺き」となり、地方形式として定着する過程を検討したい。

町家の成立要因や成立過程が明確になることは、町並みの個性に対する個別理解にとどまらず、その枠を越えて各地の多様な町家形式を統一的な視座からとらえるための足掛かりになると期待される。

## 2. 九州北部における妻入町家の成立要因

### 2.1 町家形式の概況

九州北部には古い町並みが多く残る。町並み調査の実績も豊富である。既往調査を概観すると、妻入町家とともに「鍵屋造り」や「くど造り」という複雑な屋根形態の町家が多いことに気付く。両者が併存し、この地域の町家と町並みを特色付けている。そこで、まず福岡・佐賀・大分の各県を取り上げ、県下の既往研究の成果を総括し<sup>[12]</sup>、九州北部に共通する町家の特色とその分布傾向を検討した。

その結果、妻入直屋の町家の存在を広範囲で再確認した。18世紀以前の遺構や文献に限ってみれば、数は少ないものの、妻入直屋型の町家が福岡県下を中心に分布し（木屋瀬／赤間／青柳／草野／吉井／福島など各街道町の町家）、鍵屋・くど造り町家が佐賀県中南部に（佐賀城下町／沖端宿など）、大分県では平入直屋型町家が卓越する状況が見いだせた（日田城下町など）。

また、妻入直屋と鍵屋・くど造りの混在は18世紀からすでにみられ、19世紀になれば妻入直屋と平入直屋との混在が顕著となることもわかった。有田（佐賀県）の場合、町家の古形式は茅葺きの鍵屋造りであるが、瓦の普及に伴い明治期には妻入主体の町並みに変わったという<sup>[13]</sup>。

特異な例として、福岡・博多をあげることができる。同地区には戦災を免れた町家が点在するが、妻入直屋の町家は1軒のみで、他はみな平入直屋型の町家である<sup>[14]</sup>。福岡・博多には、周辺とは異なる平入の町並みが続いていたと見なされる。博多は中世からの貿易都市であり、他地域からの影響を受けたことが推察される。また、福岡では都市整備などの城下町に関する法令が多く<sup>[15]</sup>、家屋形式についても人為的に平入に整えられた可能性が高い<sup>[16]</sup>。

鍵屋造りやくど造り形式の町家は、分布域と家屋形式の類似性から同形式の周辺農家との関係が想定される<sup>[17]</sup>。逆に、妻入で直屋型の町家は、周辺の農家形式との類似性が希薄である。にもかかわらず、妻入遺構は少なくとも18世紀まで遡って存在が確認できるのである。どうしてであろうか。

次節では、九州北部に卓越して分布する妻入直屋型の町家に絞り、妻入町家の存在形態や成立事情を検討する。そのために、元禄5（1692）年の「裏粕屋郡青柳町軸帳」<sup>[18]</sup>（以下「軸帳」と呼ぶ）を残す旧青柳宿（福岡県古賀市）と、古い町家が多く現存する旧赤間宿（福岡県宗像市）の2宿を取り上げた。

旧青柳宿では、今回新たに見いだした元禄5年「軸帳」による復元的考察から、17世紀末期における町家の実像を探った。旧赤間宿は古い町家を多数残すため、遺構調査に力点を置いた<sup>[19]</sup>。

### 2.2 近世前期の町並み構成と妻入町家について

#### 1) 近世前期の青柳宿における町家形式と町並み構成

青柳宿は、長崎街道に次ぐ幹線道である唐津街道（筑前では赤間道あるいは内宿と呼ばれた）の福岡藩に属する11宿の1宿で、福岡と赤間宿の中間に位置する。

宿の成立は、慶長10（1605）年頃と考えられている。当時の宿の範囲は上町と横町であり、その後、寛永2（1625）年に下町が宿の南端に、仲脇が街道からそれてそれぞれできた。さらに承応2（1653）年には、藩の命により宿北側に新町が設けられた。青柳宿はこのように3段階にわたって形成され、町並みは元禄時代の初期、17世紀末期頃には完成したと考えられている<sup>[20]</sup>。家数は元禄5年頃は103軒で、御茶屋をはじめ、上・下の町茶屋、宿屋や商家などが軒を連ねたという。

従って、元禄5年の「軸帳」は、宿全体の家並みが整った初期の状況が描かれていることになる。「軸帳」には、一筆ごとに敷地の間口・奥行、主屋及び付属屋の梁

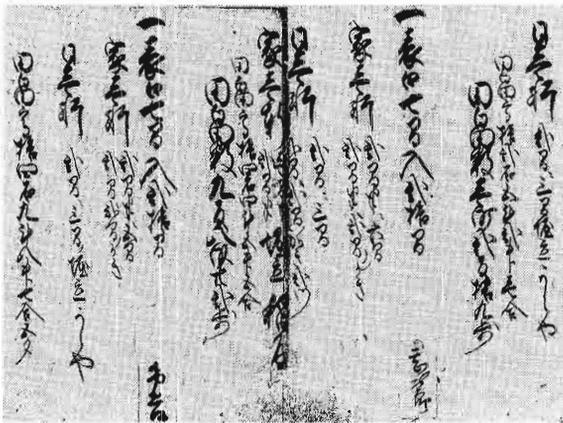


写真2-1 元禄5年の「裏粕屋郡青柳町部分軸帳」部分

行・桁行幅、所有田畠数、田畠高などが記載されている(写真2-1)。その他に、建物には「かき」「下屋」などの有無が規模(幅、長さ)とともに記載され、鍵屋造りの状況もわかる。屋敷数は84筆、主屋総数102棟を数える。なお、本稿では直接取り上げないが、付属屋に限らず主屋においても「掘立」の記載が見受けられ、当時一部の民家はお掘立柱による構造形式を持っていたこともわかり注目される。

まず、各宅地の敷地規模を検討すれば、宿全体としては間口が4間から6間に集中しているのに対して、宿の中心部では3~4間と間口が比較的狭い。町の北部(新町)では間口・奥行幅がともに大きい。この部分は、最も古い中心部(上町・横町)と約50年の年代差があり、地割も他に比べ揃っていて、計画性の強い町割といえる。奥行は10~15間が多い。

主屋の形式は、例えば「式間ニ三間半」の記載は、梁行2間、桁行3間半の直家形式が対応する<sup>(注15)</sup>。「式間ニ四間 間中ニ四間下」の場合は、梁行2間、桁行4間の主屋に半間×4間の下屋が付属する形式が想定され、この町家は梁行2間半桁行4間の直家と見なされる。また、下屋の表記から、式間は梁間寸法であると推定される。

「式間半ニ三間半 壹間半ニ式間のかき」では、梁間2間半、桁行3間半の直屋に梁間1間半、桁行2間の「かき」すなわち鍵屋(角屋)が突き出す形が想定され、L字型の「鍵家造り」と判断される。「かき」の記載は2つある場合も多く、コ字型の鍵屋造り家屋となるのであろう。最後に「式間半ニ四間半 式間ニ四間半」のような場合は、2つの直家が平行に並ぶいわゆる「分棟型」であろう。

このように主屋は一文字の直家、L字型の鍵家、コ字型、分棟型などに大別でき、その形式は多様である。屋敷数84筆(これらが街道に面した屋敷と見なされる)に対応する84棟の中で、直屋は20棟(23.8%)、鍵家が40棟(47.6%)、コ字型20棟(23.8%)となり、分棟型は3棟のみと少ない。鍵家やコ字型は、合わせると街道沿

いに建ち並ぶ家屋の7割を占めていることになる。この形式の町家は、同宿を含む広範囲の地域に分布する鍵屋造り民家と類似することから、青柳宿の町家の大半は、鍵屋造り民家と同類であると見なせる。

これら84棟の家屋をもとに元禄5年当時の家並みの復原を試みた。その際、各家屋の該当敷地の条件から主屋の向きや位置が確定できる家屋は27棟であった。そこで、配置が確定するこれら家屋の立地傾向に、現存遺構の家屋立地なども参照することで、他の家屋配置も類推して、宿の家屋構成を復原した(図2-1)。

この図から、全体の7割を占める鍵屋やコ字型家屋が宿全域で建ち並ぶ様子が確認できる。同時に、直屋型の家屋が散在する状況がわかる。直屋型家屋(22棟)の中で、敷地の間口幅との関係から妻入であると確定できるものは11棟である。他は桁行の長さが間口幅よりも短いために、厳密に言えば平入である可能性を残している。しかし、他の家屋がすべて平入であるとは考えにくく、妻入の確定家屋が半数近く見いだせることからすれば、他の直屋家屋の多くも妻入である可能性の方が高い。

これら直屋家屋は11棟が上町に、7棟が横町に立地し、宿の中心部に多く集まっている。しかも妻入家屋と確定できる町家がその中に少なくとも9棟見いだせる。これらの妻入家屋は、直屋であるにもかかわらず総じて家屋規模が大きい点も注目される。

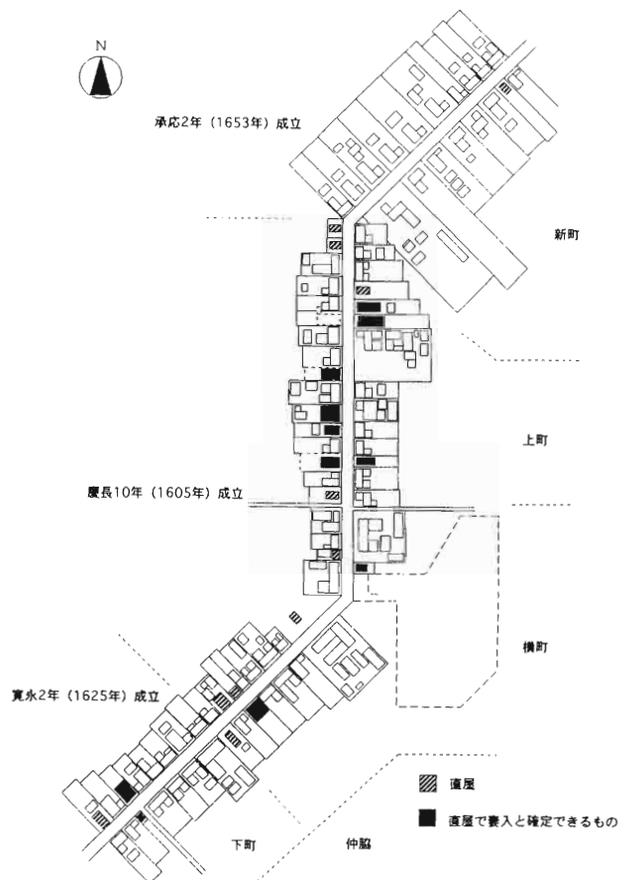


図2-1 青柳宿町並み復原図(元禄5年)

直屋家屋が建つ敷地の間口幅は2～5間で、他の家屋形式と比較して狭い。これらは、上町・横町に多く分布する。従って妻入町家は、比較的狭い宅地一杯に立地していることが読み取れた。

「軸帳」からは、各屋敷が所有する田畠高・田畠数(面積)もわかる<sup>注16)</sup>。田畠は、2畝24歩(畠のみ)から、4町近くまで差が大きい。これを町別に比較すると、上町では所有面積が1町を超える家は1軒のみで6反から8反の家が多い。平均所有面積は、上町の場合6反5畝となる。逆に、新町では1町から2町所有する家が半数近くみられ、平均すれば1町2畝24歩となる。かなり農家的な性格が強いといえる。横町の平均が7反8畝26歩、下町の平均7反2畝3歩、と比較しても上町の所有面積は最も少ないことがわかる。

以上のことから、当時の青柳宿は、各戸が田畠を所有する半商半農状態であったと思われる。しかし、宿の中は均一ではなく、上町など宿の中心部は敷地間口が他よりも狭く、家屋立地は相対的に高密度であった。しかも、宿全体ではL字型やコ字型の鍵屋造りの家屋が卓越するが、中心部では妻入直屋が集中する状況が確認できる。

これより、近世前期の青柳宿の家並みは、この地域に特徴的な鍵屋造り農家と同類の町家形式を主体とする町並みであった。しかし、宿中心部は間口が狭く、おそらくは商業機能が集中していたと考えられる。妻入町家は、このような都市的な立地条件を背景として成立したと推察される。

## 2) 赤間宿における妻入町家の構成

旧赤間宿も唐津街道の宿場町として、同時に近郷一帯

における商業地として栄えた<sup>注17)</sup>。旧赤間宿では、予備調査を経て古い遺構を9棟選び、復原調査を行った(表2-1)。併せて、宿の家並み全体の家屋構成を概観した。

その結果、赤間の町並みは妻入直屋が卓越し、平入直屋、鍵屋造りも散見された。平入町家には古い遺構は見いだせなかった。古さを基準に選んだ調査対象遺構は、妻入直屋6棟、鍵屋造り3棟であった。しかし復原調査の結果、建築当初から鍵屋造りである町家は1棟(山下家住宅、天保年間)のみであった。

18世紀中後期に遡る町家は2棟(萩尾家住宅・出光家住宅左棟)を確認した(写真2-2, 図2-2)。いずれも瓦葺妻入町家であった。他も、近世末期から明治初期にかけての妻入町家である。鍵屋造りの町家も、山下家住宅を除けば、鍵屋部分は増築であり、当初はみな妻入直屋型町家であったことが確認できた(早川家住宅など)。鍵屋の増築は、店の規模増加によるものと思われる。

従って、赤間宿では、少なくとも18世紀後期には妻入町家が成立していたと考えられ、今日、鍵屋型町家が極少数である状況からは、江戸中期ではすでに妻入を主体とする町並みであったと推察される。

しかも、18世紀に遡りうる出光家住宅左棟などが典型的に示すように、柱を母屋まで立ち上げ、登梁で広い2階空間を構成する構造形式は、鍵屋造り農家にはみられず、在来の農家形式との関連性は少ない。この地域の妻入町家が農家を祖形として成立したとは考えにくいのである。

安永9(1780)年に奥村玉蘭が赤間宿の様子を描いた「赤間駅の図」には、町割や家の配置等は不明ながら、



写真2-2 出光家住宅外観  
(旧赤間宿の町家事例)

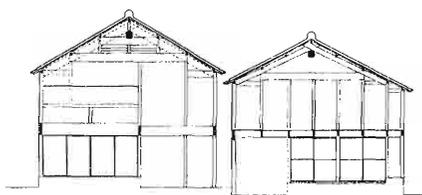


図2-2 出光家住宅 (左棟・右棟)  
復原平面図・断面図 (1/300)

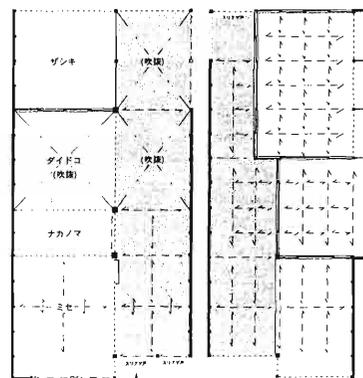


表2-1 旧赤間宿の町家調査家屋一覧表

No.	家屋名	住所	建築年代	根拠	当初の家業・標号	家屋形式(当初)	家屋規模		平面形式(当初)	小建組形式(当初)	ミセノマ/当初		ザシキ/当初			2階の状況(当初)		
							間口幅	奥行			天井形式	土間境	天井形式	天井形式	床の間		違ひ欄	長押
1	出光良治家住宅左棟	赤間885	18世紀後期	推定	軽子屋/荷物・酢・醤油製造	妻入	3間半	7間半	1列4間取	登り梁	根太天井	戸袋付1本溝	竿縁天井	×	×	×		
2	萩尾和彦家住宅	赤間1016	18世紀後期	推定		妻入	4間		不明	和小屋	根太天井	戸袋付1本溝	吹抜/小建組露出				×	
3	出光家住宅右棟	赤間885	19世紀前期	推定	軽子屋	妻入	3間	7間半	1列3間取	登り梁	根太天井	網差し無目	根太天井	根太天井	○	×	×	ツシニ階
4	山下一郎家住宅	赤間	天保年間	鬼瓦	こんにやく屋	平入+農屋	5間	7間	1列3間取	登梁+和小屋								ツシニ階
5	白木藤次良家住宅	赤間	天保14年	鬼瓦	米喜/宿屋	妻入	4間半	7間	2列4間取	登り梁	大引天井	網差し無目	根太天井	大引天井	○	×	×	座敷
6	早田鐵彦家住宅	赤間1002	19世紀中頃	推定	腰絞屋/菓子屋	妻入	4間	5間	1列3間取	和小屋	根太天井	網差し無目	根太天井	竿縁天井	○	×	×	座敷
7	林恒久家住宅	赤間987	明治元年	固定資産台帳	タバコ屋	妻入	3間半	6間	1列3間取	登り梁	大引天井	網差し2本溝	大引天井	大引天井	○	○	×	×
8	石松博家住宅	赤間984	明治初期	家伝	駕籠/呉服屋	妻入	4間半	6間半	1列3間取	登り梁	大引天井	網差し無目	吹抜/大引天井	大引天井	○		×	座敷
9	船津徳郎家住宅	赤間	明治初期	推定	久戸長/醤油屋	妻入	5間	6間半	1列3間取	和小屋	大引天井	網差し無目	吹抜/大引天井	竿縁天井	○	○	○	座敷

町家がぎっしりと建ち並ぶ状況と、茅葺き家屋の家並みにすでに瓦葺き家屋が散在する様子が描かれている。しかも瓦葺きの町家については妻入のようにみえる<sup>(注18)</sup>。

近世赤間宿は宿場町として、また地域一帯の商業・文化の中心として栄えた。18世紀後期の瓦葺き町家の存在からは、相当の都市的な集住形態が予想されるとともに、周辺の鍵屋造り農家とは異なる、瓦葺きで妻入という独自の町家形式がその頃には確立していたと見なせる。

### 3) 九州北部地域の妻入町家の特質

九州北部の町家は、妻入と鍵屋造りが複雑に混在する。しかしながら、遺構と史料から遡及的に検討すると、農家から派生したと考えられる鍵屋造り型の町家に対して、妻入直屋型の町家は系譜が異なる可能性を指摘した。

すなわち、この地域の妻入町家は、商業活動が活発で敷地の間口が狭い都市的集住の下で独自に成立した、鍵屋型民家とは異質の家屋形式ではないかと類推されるのである。18世紀後期の町家の構造にすでに鍵屋型農家とは異なる形式が見いだされ、農家とは別途の建築的發展が想定されることも、妻入町家の独自性をうかがわせる。

## 3. 妻入から平入へー在来形式と後発形式ー

### 3.1 延宝期白市の町並み構成と町家形式

白市(東広島市)は戦国期城下町として成立し、近世は在郷町として発展した。寛文5(1665)年(鬼瓦銘より)の建築とされる木原家住宅(重文)をはじめ、現在も平入の町家が散在し伝統的な家並みを残している。

しかし、本章は町並みの現状を検討するわけではない。平入の家並みが成立する以前を探ることが主目的である。白市については、「延宝七年御改帳」<sup>(注19)</sup>(写真3-1、以下「改帳」と呼ぶ)が残されている。「改帳」には、延宝7(1679)年における白市の町並み構成が詳しく記録されている。近世前期の町並みを記す史料として「改帳」はすでに諸誌に取り上げられているが<sup>(注20)</sup>、絵図の詳細な記述の割にはこれまで十分な検討がされていない。

「改帳」には、主屋をはじめ蔵、納屋、釣屋、風呂などの付属屋が記され、これら各家屋について屋根の形や屋根葺き材が区別して描かれている。主屋については、屋号、家主名とともに「梁」「シコロ」「桁行」について各寸法が記載されている。

そこで、以下、「改帳」に描かれた町家の家屋形式を検討し、梁間や「シコロ」などの記載に着目して、当時の白市における町家規模、形式、町並み構成の復原を試みる。その上で、重文木原家住宅の建築年代を再考するとともに、白市における木原家住宅の歴史的意義を考えたい。

まず、「改帳」の記載に従って、当時の町並み復原図を作成した(図3-1)。家屋の屋根形式は、絵図表現からA型・B型・C型の3種に分けられる。A型は妻入、

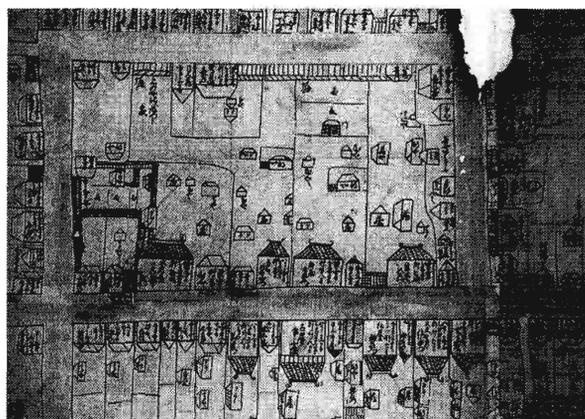


写真3-1 延宝七年御改帳(部分)

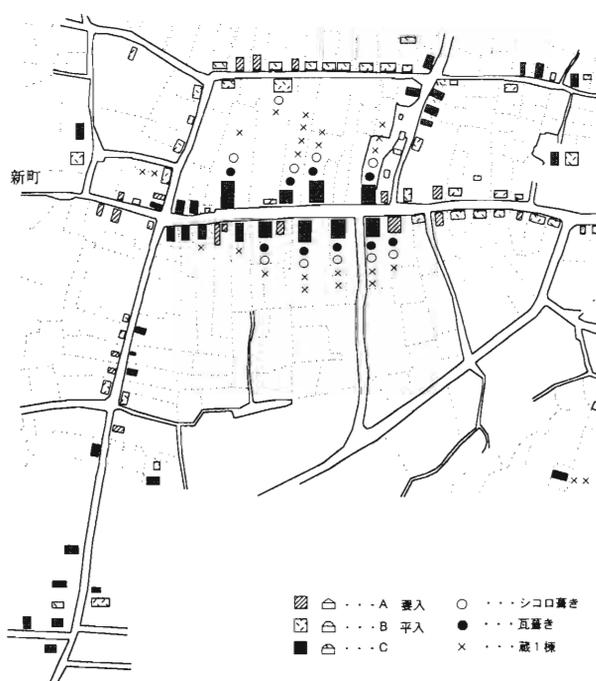


図3-1 白市町並み復原図(延宝7年)

B型は平入であると想定されるが、C型は絵図のみからは即断できない。通りに面して建つ主屋に限れば、A型は23棟(23.5%)、B型36棟(36.5%)、C型39棟(40%)であった。C型は、妻入に比定されるA型とともに町の中心部に集中して建ち並ぶ。逆に平入と見なせるB型は町の周辺部に多く分布していることが一目してわかる。

屋根材も絵図表現から瓦葺き、茅葺き、記載なしと3パターンに分けられる。瓦葺きの主屋は9棟のみで少ない。これらはみな町の中心部に分布し、一様に大きく描かれている。しかも、9棟の瓦葺きの主屋はみな「シコロ」を持つ町家である。「シコロ」が記載されている家屋は計10棟(みな主屋)なので、換言すれば、「シコロ」の町家はほとんどが瓦葺きで概して大きく町の中心部に集中していることになる。なお、「シコロ」の町家

はいずれも蔵を持ち、3・4棟の蔵を所持する町家も多い。

さらに、「シコロ」を持つ瓦葺き町家の大半がC型の家屋形式である点は注目される（「シコロ」を持つ町家10棟のうち、C型8棟、A型・B型各1棟）。

「梁」の長さは、3間が全98棟の主屋の中で53棟（54.1%）と最も多く、次いで2間が29棟（29.6%）、2間半12棟（12.2%）、3間半3棟、9尺1棟と続く。3間半「梁」の家屋が少数見いだせるものの、「改帳」による限り、当時の町家の梁間はほとんどが3間以内であったことになる。

従って、梁間規模を拡張する際には「シコロ」（いわゆる鋸庇）を設けることになる。しかし、前述のように「シコロ」を持つ町家は10棟にとどまり、町家の約1割に限られている。しかも、「シコロ」を持つ町家は、町の中心部に立地する限られた大型家屋であることから（そのほとんどがC型の家屋形式）、数の少なさと家屋立地の状況から、瓦葺きで「シコロ」を持つ屋根形式には自ずから格式的意味も備わっていたであろう。

「桁行」長さは、4間半から6間の間に多く分布する。中には10間を最長として8間（3棟）・7間（6棟）に及ぶ町家も散見される。町の中心部に位置する「シコロ」町家の多くが、これに相当する。

では、瓦葺きで「シコロ」を持ち、C型に区分した大型町家とはどのような姿をしていたのであろうか。白市には、木原家住宅を除いて古い遺構に恵まれない。木原家住宅も、鋸庇を持つ家屋形式とはそぐわない（この点

は後述する）。

この問題を考える際には、西国街道の宿駅として発達した旧西条四日市（東広島市）の旧石井家住宅（小倉屋、1997年移築復原竣工）<sup>121)</sup>が参考になる。寛政7（1795）年（鬼瓦銘）に再建された旧石井家住宅は、妻入で入母屋造りの屋根を2段に重ねる特異な外観を持つ（写真3-2）。構造は、梁間3間で梁先に鋸を持ち、正面より向かって左に1間、右に2間弱程の鋸庇を設けて内部空間を広げている（図3-2）。旧西条四日市では、鳥家の旧延宝蔵（白牡丹酒造、すでに取り壊されてしまったが、延宝3（1675）年の建築と目されていた）も旧石井家住宅と同様の外観形式を持つことから、この形式の町家は特異なものではなく、四日市においてはかつては一般的な町家形式であったと考えられている<sup>122)</sup>。

旧石井家住宅の家屋構成は、延宝7年の「改帳」における家屋の規模表記とよく符号するので、「改帳」における「シコロ」を持つ瓦葺き町家は、同家住宅のような鋸庇の屋根形状が想起される。すなわち、大型で瓦葺き、「シコロ」を持つ中心部の町家（これはいずれもC型の家屋であるが）は、妻入で鋸庇を持つ旧石井家住宅の家屋形式を想定して大過がないと考えられる。近世前期の白市の中心部には、西条四日市と同様に妻入で鋸庇を特徴とする瓦葺きの大型町家が建ち並んでいたと想像されるのである。

しかし、今日の白市地区は、重文木原家住宅をはじめ平入の切妻屋根の町家が並んでいる。従って、近世前期に遡ると、町並みの様相は現在に残る町家の姿とはまっ



写真3-2 旧石井家住宅外観（「東広島市指定重要有形文化財 旧石井家住宅」東広島市教育委員会作成パンフレットより）

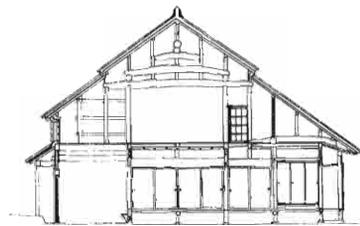


図3-2 旧石井家住宅断面図（東広島市教務委「東広島市指定重要有形文化財旧石井家住宅移築修理工事報告書」より）

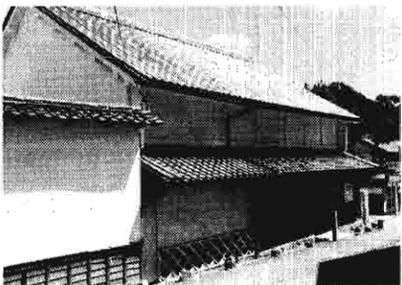


写真3-3 木原家住宅外観

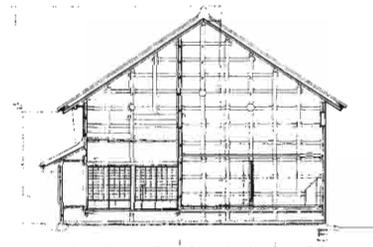


図3-3 木原家住宅断面図（北面部、「重要文化財木原家住宅修理工事報告書」より）

たく異なっていたことになる。なぜであろうか。次節以下では、この点をさらに検討したい。

なお、C型屋根の家屋は周辺部にも多い。これらは「シコロ」を持たず、屋根は茅葺きである。おそらく、C型屋根は妻入の入母屋形式を表しているのではなかろうか。

### 3.2 木原家住宅の建築年代

木原家住宅は、鬼瓦銘により寛文5(1665)年に建てられたとされている。

同家住宅は、間口(桁行)6間半、奥行(梁行)5間の平入切妻造りである(写真3-3、図3-3)。しかし、延宝7(1679)年の「改帳」には、現在の木原家住宅の位置に「梁三間 シコロ二間 桁十間 木原屋久次朗」と記載され、家屋規模と形式が大きく食い違う。「改帳」の記載に従えば、当時の木原家住宅は、旧石井家住宅のような妻入で鋸庇の大型町家であったと考えられる(地区で最大の平面規模を有している)。

延宝7年の「改帳」の記載を信ずれば、現木原家住宅は、延宝7年以降に建てられたことになる。一般的に言えば、鬼瓦は転用の可能性が高い。しかも、瓦銘以外に同家住宅を17世紀中期に比定する具体的な根拠はない。現木原家住宅の建築年次を延宝7年以降、すなわち17世紀末頃に下げたとしても、その建築形式や部材の経年の度合いと比較して大きな矛盾はない。

筆者は、「改帳」の延宝7年の年記は疑うべくもないため、木原家住宅の建築年代を17世紀末期まで下げるべきと考えている。

その是非を本論ではこれ以上追求しない。重要なのは、木原家住宅に関する「改帳」の記載が現建物と食い違うことから、必然的に「改帳」が記録する木原家住宅の規模と形式は、現家屋の前身家屋と見なされる点である。これは疑義を挟む余地はないであろう。

### 3.3 移入形式としての平入町家

試みに、旧石井家住宅と木原家住宅とを比べてみよう。妻入と平入との違いや外観の相違にもまして、構造形式がはなはだ異質であることがわかる。すなわち、3間の上屋梁を持つ旧石井家住宅に対して、現木原家住宅は通し柱を多用し上屋梁を持たない、という点で大きく異なっているのである。

一方、延宝期の木原家住宅は上屋梁を持ち、鋸庇を持つ。その構造形式は、年代は異なるものの旧石井家住宅によく類似する。従って、現木原家住宅は延宝期の町家とは明らかに系譜の異なる町家である。木原家住宅は、白市における在来形式である妻入町家からの発展形とは見なしにくい。だとすれば、木原家住宅の町家形式は、他地域から持ち込まれた形式としか考えられない。

白市や四日市では、その後、木原家住宅に代表される平入の町家形式が数を増し、近代を経て、妻入の町並みから平入を主とする町並みへと変化を遂げた。

在来の妻入町家から平入町家への転換は、在町である可部町(広島市)でも確認できる<sup>(注23)</sup>。近在の竹原においても、時代が下れば平入町家が現れる。丹波地域における妻入の町並みも同様の歴史をたどっている。ただし、丹波地域の平入町家は妻入から派生したと考えられる点で、移入形式と見なせる木原家住宅などとは異なる。

通し柱を主体とした木原家住宅の構造形式は、京町家と共通する。おそらくは畿内からの技術導入によるものと推察される。以降、これを契機として在来形式からの転換が促進されたのであろう。

このような町家形式の変容に、地方における中央への指向性の一端を見いだすこともできよう。

## 4. 梁間規制の実態と鋸葺き町家

### 4.1 泉南地域における町家の古形式

大阪府南部(旧和泉国南部)のいわゆる泉南地域には、泉佐野をはじめ岸和田、阪南、貝塚などの各市域において、伝統的な町家が多く残る。

岸和田及び貝塚の町家群は平入であるが、それ以南の泉佐野や阪南市域の広い範囲には妻入町家が分布している。先行研究も多い<sup>(注24)</sup>。筆者もかつて泉佐野市に隣接する泉南市信達市場地区や阪南市にて町家調査を行っている<sup>(注25)</sup>。今回、岸和田市域の町家19棟、泉佐野市域の町家2棟を新たに調査し、遺構史料の充実を図った。

調査の過程で鋸葺きの町家が多く見いだされた。鋸葺き屋根は、外観の目立つ特徴となっているだけでなく、今日なお、新築住宅の格式的要素として踏襲されている<sup>(注26)</sup>。そこで、この地域の近世町家における鋸庇と小屋組形式との関係に着目し、その変化を追った。

遺構調査から判明する地域最古の町家は旧川野家住宅(泉佐野市上瓦屋)で、近世初期に遡ると推定されている<sup>(注27)</sup>(写真4-1、図4-1)。当家住宅には、ナンド構えをはじめ各所に江戸初期に遡りうる古式が認められ、先行研究の年代判断は首肯できる。妻入で、表側にカマヤを含む広い土間を設けるが、間取りの大意は4間取り農家と同じである。

注目点は構造形式にある。梁行5間(下屋を除くと4間半)に対して梁間は3間に限られ、梁の両端で垂木をつないで屋根に段を付け、鋸葺きとしている。

このような架構形式は、旧川野家住宅に次いで古い旧米澤家住宅(阪南市山中溪)にも同様に認められる<sup>(注28)</sup>(図4-2)。この町家は、部材の様子や古様の形式に加え、寛保元(1741)年の祈禱札から確実に寛保以前に遡る。妻入で、下手にカマヤを角屋状に突き出すという山中溪の街道沿い町家に共通する特徴を持っている。架構の組み

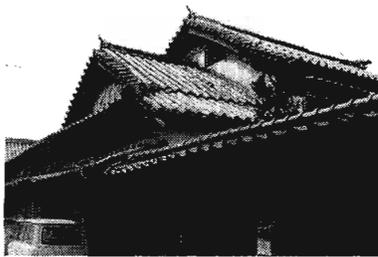
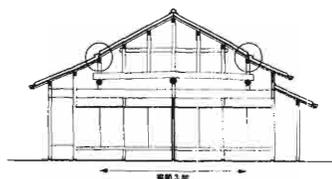
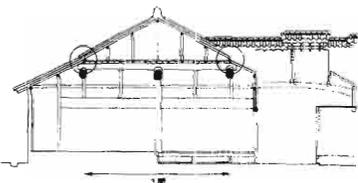


写真4-1 旧川野家住宅外観 (林野全孝氏撮影)



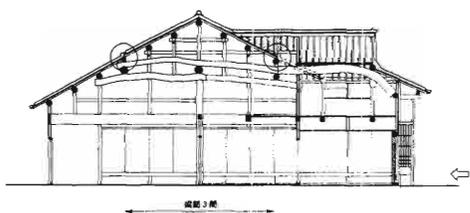
1/300

図4-1 旧川野家住宅 (泉佐野市上瓦屋) 断面図



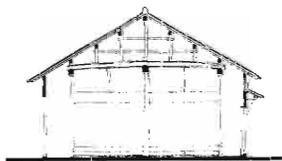
1/300

図4-2 旧米澤家住宅 (阪南市山中溪) 断面図



1/300

図4-3 旧新川家住宅 (泉佐野市) 断面図



1/300

図4-4 竹中家住宅 (阪南市尾崎) 断面図

方は旧川野家住宅と同じで、やはり左右の屋根を鍔葺きとしている。

18世紀後期以降でもこの架構形式は継承されている。新川家住宅(泉佐野市本町)は、天明2(1782)年よりやや以前と比定されている<sup>注29)</sup>(図4-3)。主屋の前面に角屋で店棟を張り出す珍しい家屋構成をとるが、同市にはこのような鍵屋型の町家形式が多い。架構は、主屋の梁行5間に対して梁間は3間に限られ、表裏の屋根面を鍔に葺いている。同市内では、他にも天明4(1784)年(棟札)の旧岡本谷家住宅(同市春日町)などに、同様の架構形式が認められる。

一方、阪南市旧尾崎村の池田家住宅と竹中家住宅も古く、18世紀前～中期と推定している<sup>注30)</sup>。両家住宅とも平入で、上屋梁間は3間、旧川野家住宅と共通する架構形式を持つ(図4-4)。ただし、鍔葺きではない。

参考として、岸和田以北の泉大津市旧大津村の町家も、鍔葺きではないものの、18世紀に遡る町家には同様の構造形式が認められる(同地区最古の河合家住宅は平入で梁行5間に対して梁間が3間と狭い)<sup>注31)</sup>。

このように、18世紀以前の町家はみな上屋梁を架け、梁間を3間に限る傾向が明瞭である。さらに泉佐野や周辺の町家は、上屋梁の制限に加え、屋根を鍔葺きとする。おそらく、鍔葺きは3間梁を遵守していることの外観表示の手段なのであろう。

和泉国大工組の中で最大であった熊取組の「大工作法掟目書(元禄8<1695>年)には、寛文8年の法度が記されていることから<sup>注32)</sup>、この地域に梁間規制が適用されていたことは間違いない。しかし、旧河内国の枚方市域(大阪府)では、梁間規制に適応しない寺院の実例が多数報告されている<sup>注33)</sup>。また、寺院建築における梁間規制は、実際は側柱総間6間規制(梁間3間+鍔庇分3間)として機能していたとの指摘もある<sup>注34)</sup>。農家に対しては、3間の梁間規制そのものが除外されたようである。事実、河内国における農家の普請願書などでは、大半が3間を超えていることが明らかにされている<sup>注35)</sup>。

このように、梁間規制が不徹底であったり、解釈を変えて適用されていた寺院や農家の状況と比較すると、泉南地域における18世紀以前の町家は、梁間規制に準拠した普請が多く確認され、規制が実体化されていたことがうかがわれた。この地域の町家では、梁そのものの長さが直接に規制されていたといえる。

#### 4.2 岸和田市域の鍔葺き町家

次に、岸和田市域の町家形式を取り上げる。岸和田は近世5万石の城下町として発展し、今日も本町地区を中心に伝統的な町家形式が多数残され、優れた景観を構成している。平入本瓦葺きで、屋根の表裏あるいは表側のみを鍔葺きとする家屋が多く、町並みの個性となってい



写真4-2 岸和田旧城下の家並み（今村家住宅一堺町付近）

る（写真4-2）。既往研究による既知の町家2棟（後述）を含めた計21棟について復原調査し偏年して、鍔葺き屋根と架構形式との関係を検討した（表4-1）。

図4-5は、主要な鍔葺き町家の断面を年代順に並べたものである。角野家住宅（岸和田市北町）は、改造が多いものの、部材の経年状況などから市域で現存最古の遺構（18世紀後期か）と目される。桁行（間口）6間、梁行（奥行）4間半で間口の方が大きい。しかも表側のオクミセを広くとり、町家というよりは農家的な平面を構成し古風である。

小屋組は、梁間3間の上屋梁を渡して上部に登梁を組み、表側には長さ1間の鍔庇を架けている。この形式からは、梁間を3間とし、これを前提とした小屋組架構が

工夫されたことが想像され、梁間規制が架構形式を実質的に規定していたことをうかがわせる。当家に次ぐ西村海南堂（同市北町）も同じ架構を構成している。

角野家住宅にみる小屋組形式は、その後の町家にも踏襲されている。坂口家住宅（同市本町）は、早期に調査された遺構で19世紀前期に比定されている<sup>(注36)</sup>。梁行5間半に対して、3間の上屋梁を渡して登梁を組み、表裏の梁端部を鍔葺きとする。奥（秋）家住宅（同市下野町、19世紀中期）も、ほぼ同様の小屋を組み、やはり表裏を鍔葺きとする。

このような小屋組架構は、他地域では見かけない特殊な組み方であることから、梁間規制に対応した構造形式であると考えられよう。

言うまでもないが、鍔は棟から表裏1間半の位置に限られている。また、表の桁と棟との間隔が1間半以下の町家には鍔は設けられないことから（西村家住宅など）、鍔葺きは3間の梁間規制に起因する屋根形式であることは間違いがない。

平入町家は、妻入に比べて外観からは梁間の規模がわかりにくい。鍔が、梁間規制を遵守していることを示すための外観表現であるとすれば、その必要性は平入町家の方が、妻入よりもいっそう高いかもしれない。

本来は構造上生じた鍔葺きは、同時に屋根面において

表4-1 岸和田市域の町家調査家屋一覧表

No	家屋名称	住所	家屋形式	当初の家業	建築年代 C:世紀	当初の主屋規模		平面形式	小屋組形式	鍔の有無		梁間 表層造り：表層部の梁間	鍔の位置 (棟からの距離)	土屋梁の有無	2階の状況
						間口幅	奥行幅			表(左)	裏(右)				
1	角野 家住宅	北町	平入		18C後期	6間	5間	2列5間取り	登り梁	○	×	3間	1間半	○	ツシ二階
2	西村南海堂	北町	平入	平松家の借家	18C末期	4間	4間半	1列2間取り	登り梁+和小屋	○	×	3間	1間半	○	ツシ二階
3	三本 家住宅	北町	平入		18C末期	5間	7間	2列3間取り	登り梁+和小屋	○	×	3間	1間半	○	ツシ二階
4	山内 家住宅	本町	平入	兼種商・町役	18C末～19C初	6間	6間	2列6間取+シモミセ	登り梁形式	○	×	(6間)	1間半	×	ツシ二階
5	奥(康)家住宅	下野町	平入		19C前期	6間強	3間半	中土間式2列4間取り	登り梁	—	—	(3間)	—	×	ツシ二階
6	牧野 家住宅	並松町	平入		19C初期	5間半	2間半	2列4間取+シモミセ	和小屋	—	—	2間	—	○	ツシ二階
7	今村 家住宅	堺町	平入		19C前期	6間	6間半	2列5間取り	登り梁	○	×	3間	1間半	○	二階座敷
8	坂口 家住宅	本町	平入		19C前期	5間半	5間半	1列3間取り	登り梁形式	○	○	3間	1間半	○	ツシ二階
9	西村 家住宅	北町	平入	旅籠「和泉屋」	弘化4年(1847)	5間	4間	2列5間取り	登り梁	—	—	(4間)	—	×	ツシ二階
10	川崎 家住宅	本町	平入	八百屋「八坂屋」	19C中期	4間強	5間半	1列3間取り	登り梁+和小屋	×	×	3間	—	○	ツシ二階
11	久住(好)家住宅	本町	平入	綿糸屋	弘化年間	5間半	5間半	中土間式1列3間取り	登り梁形式	○	×	(3間半)	1間半	×	ツシ二階
12	奥(秋)家住宅	下野町	平入	「芳野屋」(吉野屋)	19C中頃～幕末頃	5間	4間	2列4間取り	登り梁	○	○	3間	1間半	○	ツシ二階
13	吉野 家住宅	本町	平入	米屋	幕末期	7間	6間	当初形式は不明	?	○	?	?	1間半	?	ツシ二階
14	松村 家住宅	本町	平入		幕末～明治初	5間半	5間半	中土間式1列3間取り	登り梁+和小屋	○	×	(5間半)	1間半	×	ツシ二階
15	針本 家住宅	本町	平入	とおし製造業『針嘉』	明治初期	3間	4間	1列2間取り	登り梁+和小屋	×	×	(4間)	—	×	ツシ二階
16	米田 家住宅	堺町	平入		明治前期	6間	5間	2列6間取り(?)	登り梁+和小屋	○	×	(5間半)	1間半	×	二階座敷?
17	金納 家住宅	本町	平入	魚問屋『かねや』	明治中期	3間半	3間	店棟：1列2間取 居室部分：撤去	登り梁形式	—	—	(3間)	—	×	表に舟底天井の居室
18	旧安田 家住宅	本町	平入		明治中期	5間弱	4間	1列3間取or2列4間取	不明	○	○	(4間半)	1間半	?	不明
19	棚野 家住宅	本町	平入	商売宿	明治中～末期	4間	3間半	2列4間取り	登り梁形式	○	○	(3間半)	1間半	×	ツシ二階
20	久住(清)家住宅	本町	平入	綿糸卸業『粉河屋』	明治37年頃	5間	7間半	表屋造、店棟：1列2間、 居室棟：2列4間	?	—	—	(2間)	—	?	居室棟：二階座敷
21	虎野 家住宅	本町	平入		大正4年頃	4間	5間	1列3間取り	登り梁形式	×	×	(3間半)	—	×	二階座敷

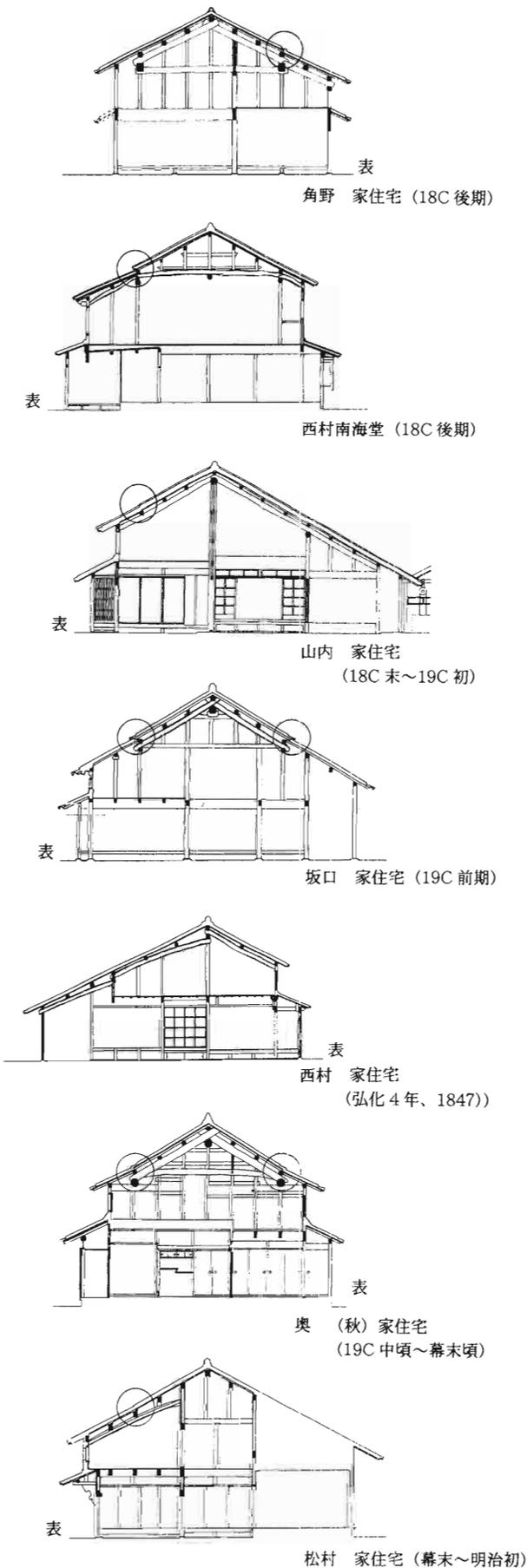


図4-5 岸和田市域の主要町家断面図・年代順一覧(1/300)

梁の端部を示すという役割を果たした。平入ではその必要が強かったと思われる。しかし、鋸葺きが屋根形式として定着するとともに、鋸葺きの小屋構造との一体性は弱まり、構造と分離する。

18世紀末期から19世紀初頭に比定される<sup>注37)</sup>山内家住宅(同市本町)は、表側に鋸を葺いている。しかし、架構形式はこれまで述べた町家とはまったく異なっている。つまり、通し柱を建てて棟を直接に受け、表裏の桁から長く登梁を棟に架けている。表側登梁の途中で垂木を継いで段差をつくり鋸葺きを形どるものの、構造的な必然性はない。鋸葺きが架構形式とは無関係に自立してつくられているのである。

山内家住宅は、上屋梁を持たない。柱は通し柱とし、軸組と小屋組が一体に組まれている。構造形式それ自体も、これまで述べた岸和田市域の町家をはじめ、泉佐野など広く泉南地域における18世紀の町家形式とは基本的に異なっている。

農家や寺院建築には、構造上、上屋梁は欠かせない。その意味で、梁を持たない山内家住宅の構造形式は、近世の日本建築の中で特異な存在であるといえよう。

しかも、同家の構造形式は、上屋梁を備えた従前の町家形式からの発展形とは考えにくい。仮に上屋梁を持つ町家の構造形式を「大梁型」、山内家住宅のように梁を持たず通し柱を主体とする形式を「通し柱型」と呼ぶとすれば、両者は系譜を異にし、「通し柱型」は外からの移入形式であると考えざるをえない。

第3章3節で、通し柱を多用する木原家住宅について、京町家の構造形式との類似を指摘した。「通し柱型」は、まさに京町家の構造形式そのものであり、町家普請の技術移入をうかがわせる。

実は、泉南地域において、「通し柱型」の町家は山内家住宅が最古ではない。貝塚旧寺内町の利齋家住宅(貝塚市北町、平入)も上屋梁を持たず、梁行4間の中間に通し柱を建てて棟持柱とし、表裏から登梁を架けている。表裏の登梁上部で垂木を継ぎ、屋根を鋸葺きとする点も山内家住宅と同じである(図4-6)。

先行調査で同家は17世紀末期に比定されている<sup>注38)</sup>。しかし、近年の筆者の調査では、ナンド構えをもたないなど17世紀まであがる根拠に乏しく、18世紀前期が相当と見なせる。年代判定の是非はともかくとしても、「通し柱型」の移入は、少なくともこの頃まで遡る。

しかし、一方で梁行が短く表裏の桁高が揃う利齋家住宅の断面形式は、土蔵の構造形式とも類似している。

泉佐野市内の「いろは蔵」は、佐野の湊を足場に廻船業で栄えた豪商による土蔵群の総称であり、今日も数棟が現存し近年調査が行われている<sup>注39)</sup>。これらの中で、近世中期以前に遡る蔵(大和タオル工場・ろ七タオル倉庫など、図4-7)は、梁行が4~5間と大きく、屋根に

鋸を葺く。しかも、棟持柱や登梁が多用されている（ろ七タオル倉庫など）。利齋家住宅の構造は、「いろは蔵」とよく類似することも、同家が土蔵の構造形式を応用して建てられたことをうかがわせる。

いずれにせよ、岸和田市域では、山内家住宅の出現以降、「通し柱型」町家と「大梁型」町家（坂口・奥両家住宅など）が共存する。幕末頃には「通し柱型」町家が主流を占める（松村家住宅、等）。泉佐野市においても、幕末には平入町家も現れ、「通し柱型」が定着する（古妻家住宅、図4-8）。しかし、これら「通し柱型」町家も、鋸葺き屋根をなお踏襲している点が注目される。

山内家住宅が示すように、18世紀末頃には鋸葺きと上屋梁との関係が失われ、以降、鋸葺きは構造と無関係につくられる。上屋梁を持たない「通し柱型」町家では、梁間規制は本来の規制対象を失うことになる。「通し柱型」における鋸葺きは、家屋規模が梁間規制に準拠していること示す、外観表現としての役割がより鮮明になったといえる。

しかも、明治以後も鋸葺きは踏襲されている。鋸葺きは、当初の意味と役割を形骸化させるとともに、建築規制が失効してもなお消滅することはなかった。鋸葺きは、地方形式として定着したのである。それが、規模の大きな家屋の屋根に用いられたために、鋸葺きにはいつしか格式的な意味が付与され、家屋の外観を飾る装飾要素として意匠化し、さらに戦後まで生き続けたと考えられる。

この地域の戦後住宅の鋸葺きは、目立つ軒先近くにつくられている。鋸が本来の意味から離れ、屋根の単なる一装飾的要素に転化したといえる。しかし、近世に端を発する家屋形式が、民家の地方形式として今日まで長く根付いている事実は注目されてよい。

## 5. 結語

以上、本研究は、近世町家の地方形式の一端を形成する妻入町家と鋸葺き町家に着目し、これらの成立要因を明確にしつつ、形成と発展の過程を探った。

まず、妻入と鍵屋造りが混在する九州北部の町家を取り上げた。農家から派生したと考えられる鍵屋造り型の

町家に対して、妻入町家は、商業活動が活発で敷地の間口が狭い都市的な集住条件の下で独自に成立した可能性を指摘した。また、広島県の白市を例に、この町が近世前期、妻入が卓越する家並みであったことを明らかにした上で、その後新たに平入の町家形式が移入され、在来の妻入町家から平入町家へと転換したことを示した。

その先駆と目される木原家住宅は通し柱を多用し、京町家と構造的に類似することから、平入への転換は畿内からの技術導入の結果であろうと推論した。

さらに、大阪府南部の鋸葺き町家を取り上げた。18世紀以前の町家は梁間を3間に限り、梁間規制に見合った上屋梁を持つことを明らかにして、家作規制が遵守されていた実態を確認した。さらに、18世紀末の上屋梁を持たない町家形式が出現するとともに、鋸葺き屋根がなお踏襲され続けた状況を追跡した。その結果、19世紀以降は鋸葺きが架構形式とは無関係につくられ、建築規制が失効した明治以降もなお外観要素として意匠化し、地方形式として定着する過程を明らかにした。

ところで、妻入の町並みは、多くの場合平入と混在する。これらは白市のように妻入町家から平入へ転換した町を含め、在来形式としての妻入に対して平入が後発形式として混入することで成立したといえる。

平入の家並みにおいても、外観は変わらないものの、梁のない従来型とは異質な構造を持つ町家が現れる。実は、このような変化は岸和田に限らず近畿一円で確認できる<sup>注40</sup>。いずれも、在来型の町家形式を変質させる外的要因であり、近世後期以降の町家と町並みを形成する新たな成立要因ととらえることができる。

地方における町家の形成過程は、祖形である在来形式が自立的に発展する近世前期と、京都や江戸などからの影響という外的要因によって、在来形式が変質する近世後期以降に、大きく分けができていくのである。

言い換えれば、町家の在来形式と中央からの移入形式という見方である。この視点は、今後町家をはじめ広く民家形式の形成発展を再考する際の、重要な視座になると考えている。

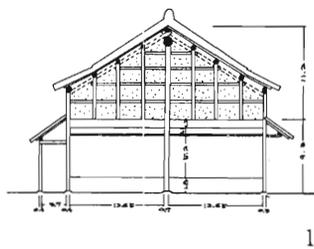


図4-6 利齋家住宅断面図

(貝塚市、大阪府教委『大阪府の民家Ⅲ』p.79より)

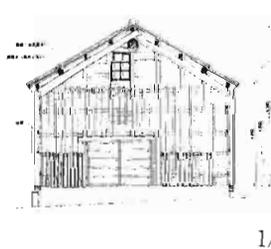


図4-7 ろ七タオル倉庫断面図

(泉佐野市、泉佐野教委『「いろは蔵」保存管理事業基礎調査業務報告書』p.9より)

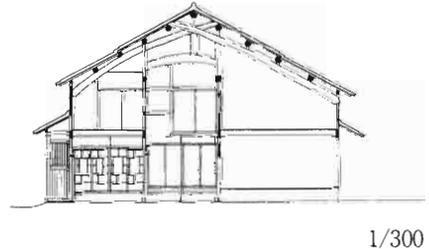


図4-8 古妻家住宅断面図 (泉佐野市)

## <注>

- 1) 大場修「東日本における市町の構成と常設店舗の成立過程－近世町家の地方形式に関する史的研究－」『住宅総合研究財団研究年報』No.24. pp.227～236, 1997
- 2) 大場修「近世篠山城下町における住宅形式の特質と町屋敷地の構成」『日本建築学会計画系論文報告集』第411号, pp.131～146, 1990), 大場「園部旧城下町における町家遺構の発展過程と地方的特質」『日本建築学会計画系論文報告集』第412号, pp.119～131, 1990
- 3) 木之本町教育委員会『旧北國街道木之本宿の町並－旧北國街道木之本宿伝統的建造物群保存対策調査報告書』, 1993, 大場修, 田啓子, 大上直樹: 旧北國街道木之本宿の町並構成の特色と町家形式『日本建築学会近畿支部研究報告書』第34号, pp.1033～1036, 1994
- 4) 『御触書寛保集成』所収
- 5) 太田静六「福岡県の民家とその周辺」1973  
「秋月城下町伝統的建造物群保存対策調査計画報告書」甘木市教育委員会, 1980  
「有田内山伝統的建造物群保存対策調査報告書」有田教育委員会, 1985  
「城下町佐賀の環境遺産・佐賀市歴史的建造物等保存対策調査報告書」[調査・評価編] 佐賀市教育委員会, 1991  
筑前木屋瀬「北九州市八幡西区木屋瀬地区伝統的町並み調査報告」北九州市都市美デザイン室, 1995, をはじめとして, 福岡県: 28か所, 佐賀県: 9か所, 大分県: 7か所の調査報告を参照した。
- 6) 「有田内山伝統的建造物群保存対策調査報告書」有田教育委員会, p.80, 1985
- 7) 福岡市教育委員会『福岡市の町家』1990
- 8) 太田静六「福岡県の民家とその周辺」九州大学工学部建築教室建築様式史研究室, pp.212～219, 1973
- 9) 妻入町家の分布域における平入町家の家並みについては, 伊勢地方における松坂・鳥羽両旧城下町の例が指摘されている(菅原洋一: 伊勢・志摩における妻入町家の成立, 『建築史の想像力』学芸出版社, pp.105～106, 1996)
- 10) 佐賀市教育委員会「城下町佐賀の環境遺産・佐賀市歴史的建造物群等保存対策調査報告」[調査・評価編], p.48, 1991
- 11) 福岡県立古賀高等学校図書館蔵
- 12) 旧赤間宿については, 秋山晴子氏による調査報告[秋山晴子『旧宿場町・赤間(3)』宗像市民俗調査報告書第3集 宗像市教育委員会 1990]がある。しかし, 同調査では町並みの現状把握にとどまり, 建築史的な検討は十分ではない。
- 13) 以上は, すべて『古賀町誌』p.784, 1985より
- 14) 『古賀町誌』p.773
- 15) 梁と桁の区別は, 前者が3間を超えることが稀であることから, 前者を梁, 後者を桁の規模とみなした。
- 16) 青柳宿では, 各住戸は宿駅の成立時に田畠を所持して町に移住してきた。また, 町を出る時は家と共に所有する田畠も同時に入居者に売らなければならなかったという(『古賀町誌』pp.776～785, 1985)
- 17) 江戸期の赤間宿については, 菱屋平七の『筑前紀行』(享和2(1802)年)によれば, 「赤間乃駅, 畝町(現畦町)宿より是まで二里, 家二百軒ばかり, 茶屋あり, えびすや武右衛門という小宿…」とある。『伊能忠敬測量日記』(文化10(1813)年)には「…左右赤間村, 町並み人家続き, 家百五十六軒, 右に領主の茶屋, 左浄土宗受岳山法念寺, 木屋瀬, 芦屋分…」とあり, いずれも町家が建ち並ぶ様子がうかがえる(秋山晴子『旧宿場町・赤間(3)』宗像市民俗調査報告書第3集 宗像市教育委員会, 1990より)。
- 18) 秋山晴子『旧宿場町・赤間(3)』宗像市民俗調査報告書第3集, 宗像市教育委員会, 1990
- 19) 東広島市教育委員会所蔵
- 20) (財)観光資源保護財団『東広島市の町並み－西条四日市と白市－』p.28, 1992  
『重要文化財木原家住宅修理工事報告書』写真76・77, 1968
- 21) 東広島市教育委員会『東広島市指定重要有形文化財 旧石井家住宅移築修理工事報告書』1997
- 22) (財)観光資源保護財団『東広島市の町並み－西条四日市と白市－』p.23, 1992  
東広島市教育委員会『東広島市指定重要有形文化財 旧石井家住宅移築修理工事報告書』p.2, 1997
- 23) 正徳5(1715)年の「芸備諸郡駅所絵図」(『可部町史』口絵, 1976年)では, 可部町は妻入(茅葺き)が建ち並ぶ町並みであるにもかかわらず, 今日では妻入町家はみな平入に建て替えられている。
- 24) 林野全孝・宮沢智士「泉佐野の町家」『日本建築学会論文報告集号外』1965.9  
大阪府教育委員会『大阪府の民家』林野執筆, 1967, 貝塚市教育委員会『貝塚寺内町町並調査報告書』青山賢信執筆, 1987
- 25) 阪南町教育委員会『阪南町歴史的環境(町並み)保存調査報告書』pp.45～83, pp.90～108  
林野・大場執筆, 1990, 大阪府教育委員会『平成元年度 有形文化財・無形文化財等総合調査報告書』「泉南市信達市場における町家形式の特徴とその地域分布」大場執筆, pp.1～24, 1990
- 26) 碓田智子, 住田昌二, 谷直樹, 千森督子「大都市近郊農村地域における住宅外観形式の変容に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』第512号, pp.175～182, 1998.10
- 27) 大阪府教育委員会『大阪府の民家』(林野執筆), p.47, 1967, 現存せず。なお, 同報告書は平面図のみ。断面図は, 調査時の野帳及び調査時の内部写真より筆者が作図したものである。
- 28) 現存せず。阪南町教育委員会『阪南町歴史的環境(町並み)保存調査報告書』pp.91～101(林野執筆分), 1990
- 29) 大阪府教育委員会『大阪府の民家』(林野執筆), p.50
- 30) 阪南町教育委員会『阪南町歴史的環境(町並み)保存調査報告書』pp.47～52(大場執筆分)1990, 本論が示した建築年代は, 報告書執筆時以降さらに検討を加えて判断したもので, 上記報告書とやや異なる。
- 31) 大場修「泉大津市旧大津村の町並構成と工場立地－伝統地場産業都市の都市形成－」『日本建築学会計画系論文報告集』第440号, pp.127～137, 1992  
民家建築『泉大津市史』第五巻(別編)pp.13～20, 泉大津市発行, 1995
- 32) 「梁間京間3間可限事也」「四方鋸庇京間壹間半を限也」とある(元禄8(1695)年「京都御下五ヶ條御式目 熊取組大工作法掟目書」櫻井新一氏蔵)
- 33) 『枚方市の社寺建築』枚方市建造物調査報告書, pp.246～250, 枚方市教育委員会, 1994
- 34) 光井渉「寺院建築に対する梁間の規制について－寛文八年の梁間規制とその運用について－」『建築史学』第22号, p.88, 1994.3
- 35) 川上貢『近世上方大工の組・仲間』pp.267～280, 1997.3
- 36) 大阪府教育委員会『大阪府の民家』(林野執筆), p.47, 1967
- 37) 大阪府教育委員会『大阪府の民家』(林野執筆), p.47
- 38) 大阪府教育委員会『大阪府の民家』(林野執筆), p.40, 貝塚市教育委員会『貝塚寺内町町並調査報告書』p.63, 1987
- 39) 泉佐野教育委員会『「いろは」蔵』保存管理事業基礎調査業務報告書』1999.3
- 40) 竹田奈都子, 大場「近畿地方における町家の構造類型と屋根形式」『日本建築学会大会学術講演梗概集』pp.123～124, 1998.9